

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（破線及び下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>〔第1～第8 略〕</p> <p>第9 航空機局</p> <p>〔1～5 略〕</p> <p>6 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力の審査は、次の基準により行う。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 希望する空中線電力は、別表1により指定し得るものであること。この場合、有効通達距離の定めのあるものについては、次のことを考慮するものとする。</p> <p>〔ア 略〕</p> <p>イ 気象レーダーは、性能指数（PI）が次表に掲げる値以上であること。</p> <p>PIの確認には製造業者等の資料を用いることとし、これにより難い場合は次式により求める</p> <p>こと。ただし、令和8年3月31日以前に製造された航空機用気象レーダーであって、次式に</p> <p>よりPIを求めることが困難又は不合理であると認めるものについては、この限りではない。</p> <p>$PI = Pt + 2G + K + T - Pr$</p> <p>PI：性能指数</p> <p>Pt：送信機出力端における尖頭電力（dBW）</p> <p>G：空中線の絶対利得（dB）</p> <p>K：0dB（送信周波数が5,350MHzから5,470MHzまでの場合） -6dB（送信周波数が9,300MHzから9,500MHzまでの場合）</p> <p>T：$10 \log_{10} t$ （dB） 注 tは、送信パルス幅（μs）。</p> <p>Pr：空中線接続端における最小受信電力（dBm）</p> <p>航空機局の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>性能指数（PI）の基準値</th> </tr> <tr> <th>航空機局の区分</th> <th>送信周波数が5,350MHzから5,470MHzまでの場合</th> <th>送信周波数が9,300MHzから9,500MHzまでの場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡航速度100ノット以下の航空機の航空機局</td> <td>169</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>巡航速度200ノット以下の航空機の航空機局</td> <td>182</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table>			性能指数（PI）の基準値	航空機局の区分	送信周波数が5,350MHzから5,470MHzまでの場合	送信周波数が9,300MHzから9,500MHzまでの場合	巡航速度100ノット以下の航空機の航空機局	169	170	巡航速度200ノット以下の航空機の航空機局	182	182	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>〔第1～第8 同左〕</p> <p>第9 航空機局</p> <p>〔1～5 同左〕</p> <p>6 〔同左〕</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>〔ア 同左〕</p> <p>イ 気象レーダーは、次式により求めた性能指数が次表に掲げる値以上であること。</p> <p>$PI = Pt + 2G + K + 2T + I - NF - B_f - 2L_f$</p> <p>PI：性能指数</p> <p>Pt：送信機出力端における尖頭電力（dBW）</p> <p>G：空中線の絶対利得（dB）</p> <p>K：0dB（5,250MHzから5,400MHzまでの送信周波数の場合） -6dB（9,300MHzから9,500MHzまでの送信周波数の場合）</p> <p>T：$10 \log_{10} t$ （dB） 注 tは、送信パルス幅（μs）。</p> <p>$I : 3 \log_{10} \frac{\text{アンテナの水平面の主ふく射の角度の幅}}{\text{アンテナ垂直走査角}} \times PRF$ (dB)</p> <p>注1 アンテナ垂直走査角は、メインローブについて度で測定された値。 注2 PRF は、パルス繰返し周波数 (Hz)</p> <p>NF：受信機の雑音指数（dB）</p> <p>$B_f : 0 \quad (B \leq 1.5 / t \text{ のとき})$</p> <p>$5 \log B / t \quad (B > 1.5 / t \text{ のとき})$</p> <p>注1 Bは、3dB低下の点で測定した受信機の通過帯域幅 (MHz) 注2 tは、送信パルス幅 (μs)</p> <p>L_f：給電線損失（dB）</p>
		性能指数（PI）の基準値											
航空機局の区分	送信周波数が5,350MHzから5,470MHzまでの場合	送信周波数が9,300MHzから9,500MHzまでの場合											
巡航速度100ノット以下の航空機の航空機局	169	170											
巡航速度200ノット以下の航空機の航空機局	182	182											

巡航速度350ノット以下の航空機の航空機局	190	190
巡航速度500ノット以下の航空機の航空機局	195	195
巡航速度650ノット以下の航空機の航空機局	199	200
巡航速度650ノットを超える航空機の航空機局	203	204

航空機局の区別	P I
巡航速度100ノット以下の航空機の航空機局	6 6
巡航速度200ノット以下の航空機の航空機局	7 8
巡航速度350ノット以下の航空機の航空機局	8 5
巡航速度500ノット以下の航空機の航空機局	9 0
巡航速度650ノット以下の航空機の航空機局	9 4
巡航速度650ノットを超える航空機の航空機局	9 8

附 則

この訓令は、令和　　年　　月　　日から施行する。